

写

令和5年8月7日

東京労働局長  
辻 田 博 殿

東京地方最低賃金審議会  
会 長 都 留 康

### 東京都最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け東労発基0703第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府が実施する生産性向上等への支援を一層強化することを要望する。とりわけ、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、支給対象となる事業場を拡大すること、また、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者がより活用しやすくなるようにすることを要望する。加えて、税制や補助金等の種々の施策に取り組むことも要望する。中小企業・小規模事業者において業務改善助成金及び種々施策の周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・改正「振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資

を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

東 京 都 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
東京都の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1, 113円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり